

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定

十勝地方の過去の代表的な地震発生の事例として、1952年（昭和27年）の十勝沖地震（M8.2）及び1993年（平成5年）の釧路沖地震（M7.8）が大きな被害を及ぼしている。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、浅い活断層が地殻のひずみに耐えられなくなつて動いたのが原因とされる直下型地震であり、甚大な被害を及ぼした。

本町は足寄町から旧忠類村に至ると部分と大樹町から広尾町に至る部分からなる十勝平野断層帯（詳細については、平成17年3月北海道立地質研究所作成）が存在していることから、前述の事情を踏まえ、災害対策を考えなければならない。

そのため、本計画を作成する前提条件として、次のような地震を想定するものである。

なお、平成29年12月、政府の地震調査委員会が北海道東部沖の千島海溝沿いで、東日本大震災と同程度のマグニチュード9クラスの地震の発生確率を発表した。これによると、30年以内の発生確率は7～40%と切迫した状況である。本計画では、最大限の地震を想定しているが、さらなる地震対策をしていく必要がある。

前提条件	内容
地震の規模	マグニチュード9 震度7（東日本大震災と同程度）
震源地	士幌全域

※想定する被害については、今後の課題とし、災害想定の実施に努めるものとする。

1 地震発生時の情報の収集・伝達

町は地震発生時の情報収集及び避難勧告等における町民等への伝達は、迅速かつ確実な手段を用いて行うものとする。

また、被災の状況により通常使用している情報伝達網が、寸断されることなども勘案し、国、道、関係機関等との連絡体制を整えるものとする。

その他については、第3章第2節別表3 災害発生連絡系統図（夜間・休日）に準じる。

第2節 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び、拡大の防止対策は本計画による。

1 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震災害を予防し、その拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

（1）町職員に対する教育

町は、職員に対して地震防災応急対策等の実施に必要な防災教育を行うものとする。

① 教育活動の実施方法

全職員を対象に研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

② 教育内容

ア 地震に関する一般的な知識

イ 地震に対する防災対策

ウ 町職員に課せられた役割

エ 地震が発生した場合の行動基準

オ 町対策本部における各部局等の防災活動の業務及び処理方法

カ 地震対策の課題（組織、制度、対策、施設整備）

(2) 町民に対する防災知識の普及・啓発

町は防災関係機関と協力して町民等に対し、地震に関する必要な防災教育・広報を実施するものとする。

① 啓発内容

- ア 地震に対する心得、一般知識
- イ 通常町民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定等の対策内容
- ウ 自主防災組織に関する知識
- エ 災害情報の正確な入手方法
- オ 出火の防止及び初期消火の心得
- カ 自動車運転時の心得
- キ 救助・救護に関する事項
- ク 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- ケ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- コ 高齢者、障がい者など避難行動要支援者への配慮
- サ 各防災関係機関が行う地震災害対策

② 普及方法

- ア 広報誌（紙）、広報車両の利用
- イ パンフレットの配布
- ウ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(3) 町民に対する緊急地震速報の普及・啓発

町は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

(4) 学校等教育関係機関における防災思想の普及

町教育委員会は、児童、生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導するものとする。

- ア 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- イ 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- ウ 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- エ 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

2 自主防災組織の育成に関する計画

阪神・淡路大震災、東日本大震災の経験を踏まえ、地震災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに町民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進する。

(1) 町民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、町民が一致団結して、初期消火活動の実施、近隣負傷者の救出、高齢者や障がい者、外国人など避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

(2) 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

(3) 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

ア 自主防災組織は、町民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、町民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

3 地震防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び、自主防災組織と相互に協調し防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

(1) 防災訓練の種類

① 町及び防災関係機関の行う訓練

ア 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模火災等を想定した訓練を総合的立体的に実施する。

イ 情報通信訓練

地震災害情報の収集伝達及び報告の訓練を実施する。

ウ 広報訓練

エ 指揮統制訓練

オ 火災防御訓練

カ 緊急輸送訓練

キ 公共施設復旧訓練

ク ガス漏洩事故処理訓練

ケ 避難訓練

コ 救出救護訓練

サ 警備・交通規制訓練

シ 炊き出し、給水訓練

ス 災害偵察訓練等

セ 図上訓練

② 民間団体等の連携

町及び防災関係機関は、自主防災組織、町内公共団体、ボランティア及び町民等と連携した訓練を実施するものとする。

4 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、北十勝消防事務組合火災予防条例に基づく火気取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織の設置及び育成指導を強化する。

ウ 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

ア 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

イ 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

(5) 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

ア 消防力等の整備

イ 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

エ 査察その他の予防指導

オ その他火災を予防するための措置

5 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

(1) 危険物等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、士幌消防署及び関係機関は、事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化

イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化

ウ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化

エ 事業所等における自主保安体制の確立強化

オ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導

カ 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

(2) 保安対策

ア 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要あるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行うものとする。

イ 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業内における協力体制の確立について指導するものとする。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス保安対策

町（土幌消防署）は、事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

6 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

地震に起因する地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 地震に起因する地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）は、主として降雨、地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり及び崩壊（がけ崩れ）の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。本町の地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）危険箇所は第4章第15節1「地すべり、がけ崩れ等予想区域」のとおりである。

(2) 土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、道及び防災関係機関と協力して地すべり防止に必要な諸政策を実施する。

ア 地すべり防止区域の指定、管理、防止工事の施行

地すべり防止区域の指定は、地すべり防止法に基づき主務大臣が知事の意見を聞いて指定し、管理は知事が行う。

地すべり防止工事の施行は、知事が町長の意見を聞いて当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、主務大臣に提出し、この基本計画に基づいて施行する。

なお、砂防法第2条の規定により指定された土地、及び森林法の規定により、保安林、または保安施設地区に指定された土地に存する地すべり区域においては治山治水緊急措置法に基づく治水事業計画及び治山事業計画により、計画的に実施する

イ 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地域の指定及び、管理は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事が行う。

崩壊防止工事のうち、町民に施行させることが困難、または不適當なものについては道が施行する。

7 避難計画

地震災害から町民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難施設の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

(1) 避難場所の選定・確保及び標識の設置

町は、地震による大規模火災等の災害から町民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備するものとする。

なお、整備にあたっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者の利用に十分配慮するものとする。

(2) 避難施設の確保

町は、地震による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失したものを收容するための避難施設をあらかじめ選定・確保し、整備を図るものとする。

本町の避難施設は「資料1 地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧」のとおりである。

(3) 避難施設の選定要件

ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。

イ 給水、給食等の救助活動が可能であること。

ウ 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。

エ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。

オ その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

(4) 避難場所、避難施設の町民への周知

町は、町民に対し、地震時の混乱する中で、迅速かつ的確に被災町民を誘導するため、あらかじめ広報誌や自治会等を通じ、避難場所等に関し次の事項の周知徹底を図る。

① 避難場所等の周知

ア 避難場所等の名称・所在地

イ 避難対象世帯の地区割り

ウ 避難場所等への経路及び避難手段

エ 避難時の携行品等注意すべき事項

8 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、地震災害時において町民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

(1) 食料等の確保

ア 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）にも努める。現状の備蓄状況については、「資料5 防災資機材等保有状況一覧」参照。

イ 道は、「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」により、北海道農政事務所長と協議の上、米穀及び乾パンの確保に努める。

ウ 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(2) 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具等の整備に努める。

(3) 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。「資料5 防災資機材等保有状況一覧」参

照

9 建築物等災害予防計画

(1) 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2) 既存建築物の耐震化の促進

ア 町対策本部設置場所（役場）の耐震性

災害時の中心となる場所のため、平時より、耐震性の強化に努めるものとする。

イ 避難所施設及び公共施設の耐震性

「資料1 地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧」の避難所施設及び、指定以外の公共施設においても代替可能なように平時より、耐震性の強化に努めるものとする。

ウ 生活関連施設の耐震性

本章第3節12「生活関連施設対策計画」に掲げる施設が被災して、その供給等が停止した場合に、町民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、社会経済活動に極めて大きな影響を与えることから、耐震性の強化に努めるものとする。

エ 町内各事業所施設及び各個人住宅の耐震性

事業所施設は、公共施設が地震により使用できない場合、代替施設として使用する場合が想定されるため、耐震性の強化に努めるよう周知する。代替施設としてすぐに申請、使用ができるよう、各事業所と事前に協定を結ぶよう努めるものとする。

現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物（個人住宅等）の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会を開催し、技術者を育成するとともに、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、町民の間い合わせに応じられる体制を整備する。

(3) 被災建築物の安全対策

町は、第5章第23節「被災宅地安全対策計画」により応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(5) がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第3節 地震災害対策計画

地震による災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合における応急対策は、原則的には第5章「災害応急対策計画」各節に定める内容によるものであるが、震災という緊急性のうえから、本章各節により、重点事項に関する内容を再度定め、迅速、的確な震災応急対策を実施しうるよう措置する。

1 組織及び活動

(1) 配備体制

被害の発生が予想される地震が発生した場合、第3章第2節「非常配備体制」に定められるところにより、町長は震災第1種～第3種非常配備体制をとる。

また、休日、勤務時間外において、これらの非常事態が発生した場合及び有線電話が途絶した場合、職員は公共放送の災害情報の聴取に努め、非常連絡を待つことなく、速やかに登庁し、それぞれの部署につくものとする。

(2) 非常招集基準

休日、勤務時間外において、これらの非常事態が発生した場合の招集基準は原則として次のとおりとする。連絡系統については、第3章第2節別表3「災害発生連絡系統図」（夜間・休日）を参照。

テレビ等で震度情報を確認後、職員は自主的に登庁し、各所属長等の指示により応急活動にあたるものとする。

ア 震度5強以上（震災第3種非常配備体制）：全職員

イ 震度5弱（震災第2種非常配備体制）：係長以上、及び所要の職員

ウ 震度4（震災第1種非常配備体制）：総務企画課、建設課、産業振興課、保健福祉課、消防署等の長及びその関係職員

(3) 町対策本部の設置

本町において次に定める状況が発生、又は発生する恐れがある場合、第3章第1節2「町対策本部」の定めるところにより、庁舎内に町対策本部を設置する。

ア 本町において、震度5強以上の地震が発生、又は発生する恐れがあるとき。

イ 震度5弱以下であっても、家屋、道路、橋梁等に被害が見受けられる場合、又は家具、器物に相当の被害が予想される場合。

ウ 地震により、大火災が発生し、町民の避難、広報活動を要する場合。

ただし、地震災害により本庁舎が使用できず、又は使用できなくなることが予想される場合は、屋外又は他の公共施設に設置移転する。

この場合、速やかに無線電話、有線電話等の通信手段の確保に努めること。

(4) 活動

ア 各部班は、第3章第1節2「町対策本部」の定めるところにより、それぞれの活動を開始する。

イ 各部班の初期の活動は、被害状況の調査、人命の安全確認、確保を重点的に行い、状況に応じて、避難等の応急活動に移行するものとする。

ウ 実働部にあっては、地震による第2次災害防止として地震火災による拡大防止をはかるものとする。

2 被害状況活動調査

地震の発生に伴う災害初期の混乱を防止し、迅速かつ的確な応急活動を実施するため、被害状況の把握が最重要であることに鑑み、直ちに被害状況調査、情報収集を行う。

(1) 地震情報の収集

総務部総務班は釧路地方気象台が発表する地震情報の受理、並びに公共放送の災害情報聴取に努める。（地震情報の内容）

発生時分、震源、震源の深さ、震度、規模及びその他の事項

(2) 被害状況の情報収集

総務部総務班は全町的な被害状況を速やかに把握するため、各施設等を所管する機関より被害状況、応急活動内容を聴取するものとする。

特に、町対策本部の各部、班は直ちに被害状況の調査・収集を行い、状況により応急対策にあたるものとする。

調査対象、担当部署等は別表1のとおりである。

別表1

ア ライフライン関係

調査対象	被害掌握機関	担当部署	収集担当課
(1) 道路・橋梁	帯広開発建設部	道路事務所	施設部施設班(土木)
	帯広建設管理部	管理課	〃
	町建設課	町建設課	〃
(2) 河川被害	帯広開発建設部	河川事務所	〃
	帯広建設管理部	管理課	〃
	町建設課	町建設課	〃
(3) 電気施設	北海道電力(株)	企画総務グループ	総務部総務班
(4) 電気通信設備	日本電信電話(株)	災害対策室	〃
	北海道支店		
(5) 交通被害	帯広警察署(土幌駐在所)	警備課	〃
(6) 石油槽等危険物	土幌消防署	予防係	〃
(7) 上水道	町建設課	上下水道担当	施設部 上下水道班
(8) 下水道	〃	〃	〃

(3) 被害等状況の非常収集伝達

地震被害については、速やかなる応急対策実施の要否判断が求められることから、被害状況の収集にあたり、特に緊急に把握すべき事項は、次のとおりである。

ア 人命の危険性の有無

イ 人的被害の状況

ウ 道路、河川、橋梁の被害状況

エ 火災発生状況及び延焼拡大火災の発生、危険性の有無

オ 建物被害の状況

カ 危険物施設被害の状況

キ 被害状況に対して実施すべき応急措置の内容及び状況

(4) 被害状況写真の撮影

地震発生後、総務部情報班(広報広聴担当)は速やかに写真班を編成し、被害の実態調査の一環として被害状況写真の撮影を行うものとする。

3 通信連絡体制

災害情報の収集を通じて、災害の実態を正確且つ迅速に把握するとともに、的確な応急措置を実施し、災害初期の混乱を防止するため、関係情報を町民に周知することにより、流言卑語の流布を防止し、人心の動揺、その他社会不安の発生広がりを抑止する。

(1) 通信連絡の方法

第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところによる。

(2) 有線電話途絶時の連絡

有線電話が途絶した場合の連絡方法は、消防無線、防災行政用無線(移動)等を活用するほか、次の要領により実施する。

ア 無線局の確保

無線基地局を火災の延焼から守るとともに、安全な場所に移転するなど無線の安全を確保する。

イ 移動無線、携帯無線の活用

各関係機関のもつ移動無線、携帯無線を動員して、有効適切な通信連絡体制を確保する。

ウ アマチュア無線等の協力活用

アマチュア無線局、又は十勝地区非常無線連絡協議会の組織を通じ通信の万全を図る。

エ 機動力による連絡

交通不可能地域及び有線電話不能地域の災害状況を把握するため、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し連絡体制を確立する。

オ 十勝総合振興局との連絡

災害情報の送受信、的確なる応急対策を実施するため、十勝総合振興局とは、北海道防災行政無線を有効に活用し、連絡を密にするとともに、状況により連絡員を派遣依頼するなどの措置をとる。

(3) 放送の優先利用

緊急を要する場合で、特別の必要があるときは、関係放送局に災害に関する通知、要請、伝送等の放送を依頼する。

4 広報公聴活動

地震災害の重大さを踏まえ、被害地域の混乱防止、人心の安定を図るため、町民に対し迅速かつ適切に、地震情報、災害情報などの広報活動を実施する。

(1) 広報の準備

広報車等の諸設備は、突発事においても直ちに出勤できるよう平常時から点検、整備を行い、また直ちに職員を確保できる体制をとり、初動広報活動の万全を期すものとする。

(2) 広報内容

ア 地震発生直後の広報事項

(ア) 地震に関する情報

(イ) 災害に関する情報

a 火災、ガス漏れ、水道漏水状況（発生箇所、避難指示等）

b 通信状況（通話規制の状況、通話可能区域、開通見込日時）

c 道路交通状況（交通機関運行状況、道路交通状況、不通箇所、開通見込日時）

d 電力等の生活関連施設の被害状況

(ウ) 災害救急病院の医療体制に関する事項

(エ) 町民の避難に関する事項

a 避難の必要性

b 避難場所の周知等避難に関する事項（避難所の位置、経路等）

(オ) 地震に関する注意事項

a 火気、ガス等の点検、電信使用

b 緊急通報先、手段方法

c 町民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(カ) 町の応急活動体制、活動状況

イ その後の広報事項

(ア) 災害に関する情報（経過、状況）

(イ) 復旧活動の状況

(ウ) 避難場所の周知等避難に関する事項（避難所の位置、経路等）

(エ) 応急物品等の支給配給に関する事項

- a 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- b 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、品目、量、対象者等）
- (オ) 町民の心得、人心の安定及び社会秩序の保持のための必要事項
- (カ) 災害救済対策に関する事項
実施する救済対策の内容等

(3) 広報手段

- ア テレビ、ラジオ等放送機関への要請による広報
- イ 町、消防、警察等関係機関の広報車による広報
- ウ 各地区公民館、町内会（駐在区）等の責任者を通じての広報
- エ ヘリコプターによる広報活動
- オ 広報紙、チラシ等の印刷物の配布による広報

(4) 車両巡回広報の協力体制

車両による広報については、各機関の広報内容を集約のうえ、相互協力により実施するものとし、機関個別毎の広報巡回は極力避け、町民への伝達が円滑に行えるように努めること。

(5) 広報活動

総務部は、災害の状況が概ね判明し、被災者の不安、要望に対応する必要があると認められる場合、公聴体制を確立、確保し、防災機関及び他部の協力、連携により公聴活動を実施する。

ア 被災者相談窓口の設置

被災者のための相談窓口を設置し、災害復旧、対策に係る（他機関に係る関係事項を含む）相談に当たる。

この場合必要な関係各部の職員を相談窓口への派遣を要請するものとする。

イ 要望等の処理

相談窓口において、聴取した要望、相談については、関係部又は防災関係機関に連絡、調整のうえ、適切な処理に努めるものとする。

5 消防対策

地震時に消防活動の災害応急活動組織及び体制は第4章第10節「消防計画」の定めによるものとし、町民の生命及び身体の安全確保を基本として、火災防御活動、救助活動及び救急活動を中心とする消防活動を行う。

(1) 消火任務

地震における被害が大規模となるのは、市街地における火災の多発及びこれによる延焼、並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。

これらの火災発生及びその延焼を最小限に食い止めることが最重要であり、初期消火活動が迅速に行われるか否かによる。

消火作業は、第一次的に消防が実施する。

その他に必要な町の活動は次のとおりである。

- ア 消火活動に関する情報の収集及び関係機関への提供
- イ 他市町村、道関係機関等への消防ポンプ車、消防隊、化学消防車の派遣要請
- ウ 他市町村、道関係機関等あて緊急消化剤、資機材の提供要請
- エ 消火対策指導のため、道に対する危険物担当者の派遣要請

(2) 震災予防対策

ア 地震発生時における火災発生の未然防止のため、各種火災予防行事、広報活動を通じて防火思想の高揚に努める。

- イ 火気使用設備・器具からの出火防止を周知、徹底する。
火気設備の使用停止及び器具の点検を徹底する。
- ウ 町民等による初期消火、避難等の初動体制を確立する。
火災の拡大防止を図るため、火災予防行事等を通じて、消火器具の使用方法、消火技術を指導するとともに、各町内会（駐在区）、学校、企業による防災訓練・防火訓練を実施する。
- エ プロパンガスの安全対策
地震発生時に、プロパンガスは引火、爆発の恐れがあり延焼拡大の要因となることから関係機関との連絡強調により、転倒防止措置、安全装置の普及、指導に強化を努める。
- オ 危険物の安全対策
薬品、毒物、劇物の配置、保管などの実態把握に努め、これら施設からの出火防止について指導を推進する。

(3) 震災警防対策

- ア 非常参集
非番職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、土幌消防署に参集し、業務の指示を受ける。
ただし、交通遮断、その他特別の事由により指定場所に参集できない場合は、最寄りの公共施設等に参集し、所属長に報告、その指示に従う。
(ア) 参集者の服装は、応急活動に支障のない服装で安全なものとし、手袋、タオル、懐中電灯等活動するために必要な用具を可能な限り携帯すること。
(イ) 参集途中において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その規模により、消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとること。
- イ 消防通信連絡体制
情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、消防本部と関係機関との間の通信は有線電話を最大限活用するとともに、有線電話が途絶若しくは輻輳したときは、無線通信の活用、又は車両伝令により、速やかに連絡体制を確保する。
- ウ 消防部隊の体制
消防部隊の出動は、事前に定められたとちかち広域消防事務組合消防部隊出動計画による消防体制をとるものとする。
- エ 火災防御対策
(ア) 初動時の措置
 - a 舎の倒壊、シャッター操作不能の恐れがある場合は、直ちに消防車両の屋外移動を行う。
 - b 舎内の火気、ガス、電気及び危険物施設等の点検を行い、庁舎の保安に努める。
 - c 町内の火災の早期発見にあたるとともに、状況に応じて警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。
 - d 大きな被害が予想される場合、町対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。
(イ) 火災防御活動
 - a 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難路確保の防御を行う。
 - b 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要且つ危険度の高い地域を優先し、防御にあたる。

- c 大規模建築物で、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行う。
- d 大量危険物貯蔵施設で火災が発生した場合は、隣接する建築物密集地区への延焼防止を優先する。

オ 被災者の救急対策

災害のため、生命身体が危険な状況にある者に対し、関係機関と緊密な連携のもと迅速、的確な救助活動を行い、その万全を図る。

(ア) 救助活動

- a 規模が同じ程度の救助活動を必要とする事例が発生した場合は、火災現場及びその付近を優先して救助活動を行う。
- b 同時に多くの救助を必要とする事例が発生した場合は、要救助者が多数の現場を優先する。
- c 応急措置は、重傷病者を優先として行い、軽傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
- d 火災が少なく救助を必要とする事例が多い場合は、早期に消防隊をもって応急救助隊を編成し、救助活動体制を強化、確保する。
- e 傷病者が多数発生した場合は、関係機関（十勝保健福祉事務所、医師会）との連携のもと、指定避難場所に応急救護所を開設し、又は状況により仮救護所を設置し、医師、看護師等の要請、傷病者に対する救急資材の交付等により応急措置に当たる。

(イ) 関係機関への要請等

- a 傷病者が多数発生し、士幌消防署による対応が困難と認める場合は、日本赤十字社北海道支部、自衛隊等の機関に協力要請を行い、対応を図る。
要請は、町対策本部を通じて行う。
- b 多数の傷病者が生じ、医療機関に収容することが不可能な場合は、町対策本部を通じて仮収容所を確保する。
- c 傷病者の応急処置に要する救急資機材に不足が生じたときは、町対策本部を通じて資機材の確保を図る。

(4) 危険物の保安活動

ア 火薬類

(ア) 知事の措置

- a 火工品を取扱う製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用停止を命ずる。
- b 火工品を取扱う製造業者、販売業者、消費者、その他火薬類を取扱う者に対して製造、販売貯蔵、運搬、消費及び廃棄について一時禁止又は制限する。

イ 石油類及び薬品

(ア) 町長の措置

- a 被害が広範囲にわたり引火爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内町民に対する避難立ち退きの指示、勧告をする。
- b 火災防御は、士幌消防署がその消防力を有効に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、科学車の派遣要請等他機関の応援を受ける。
- c 流出、転倒したタンク等に対しては、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

- d 漏油した場所、その他危険区域はロープ等で区画し係員を配置する。
- ウ 放射性物質
 - 知事及び町長は、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 火災等により放射線障害が発生し、又は発生する恐れのある場合は医療機関と緊密な連絡を取り、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、延焼防止に主眼を置き、汚染区域の拡大を防止する。
 - (イ) 大量放出又はその恐れがある場合は、危険区域内の者の避難誘導にあたりとともに立入禁止区域を設定する。

6 避難対策

地震の発生により多数の町民が全壊、半壊等により住居を失い、あるいは火災等が発生、拡大し、危険が切迫している状況にある町民を、適切且つ円滑に避難させるための計画である。

(1) 避難勧告又は避難指示（緊急）

- ア 地震に伴う災害で、地域的に町民に危険が切迫していると認めた場合、危険地域の町民滞在者、その他生命、身体を保護するため、速やかなる立ち退きを勧告し、又は急を要する場合は指示する。
- イ 町対策本部が設置された場合は、原則として本部会議の協議を経て行うものとする。ただし、現に危険が切迫し、緊急な事態においては第5章第4節1により「避難実施責任者」が立ち退きを指示することができる。
また、町長（本部長）が不在の場合は、副町長、教育長の順で避難勧告・指示等に係る職務を代理するものとする。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始

- 地震により、火災等が発生し、被害が拡大する恐れがある地域については、町民に対し事前に避難の準備、避難場所、避難の方法等を周知徹底する。
- なお、避難行動要支援者に対しては、厚生部が主体となり町社会福祉協議会の見守りネットワーク事業を活用し、民生委員、町内会（駐在区）、防災関係機関の協力を得ながら事前避難を推進する。

(3) 避難勧告又は避難指示（緊急）の周知伝達

- ア 周知の方法
 - (ア) 広報車を危険区域に出動させる。
 - (イ) 放送機関に周知のための放送を依頼する。
 - (ウ) 各地区公民館及び町内会（駐在区）、自主防災組織の責任者を通じて周知する。
 - (エ) その他関係機関と連絡をとり、最も適切な方法による。
- イ 勧告又は指示の内容
 - 避難対象地域（地区）
 - 避難先（場所）
 - 避難経路
 - 避難理由その他注意事項

(4) 避難誘導先

避難先は原則として町が指定した一時避難場所、収容避難場所とする。なお、災害の状況、程度により別に避難場所を明示し、避難を実施することができる。

(5) 指定外の緊急避難場所の設定

上記（4）により、指定外に避難場所を設定する場合は、次の設定基準を勘案して設定するものとする。

- (ア) 公園、広場等の相当の広さを有し、かつ場所又はその周辺に防火に役立つ樹木などが存在すること。
- (イ) 周囲に崩壊の恐れがある石垣、建物等がないこと。
- (ウ) 地割れ、崩落等のない地域であること
- (エ) 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を越えたときは、さらに他の場所へ避難移動できること。

(6) 避難の方法

ア 避難誘導

- (ア) 避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたる。
- (イ) 避難立ち退き誘導にあたっては、避難行動要支援者を先に行い、避難誘導者は円滑な立ち退きについて適宜指導する。
- (ウ) 避難道路の要所には、誘導員を配置し、迅速、適切な避難誘導にあたる。
- (エ) 避難を実施する場合、速やかに職員を避難場所に派遣し、避難者の安全誘導體制を確保する。

イ 移送の手段

(ア) 小規模の場合

避難立ち退きにあたっては、避難者は各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立ち退き不可能な場合においては、車両等によって移送を行う。

(イ) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処理できないときは、道に対し応援を求めて実施する。

7 救出対策

(1) 町民等による救出、救助活動

救出、救助活動は、消防職員及び団員を主体として実施するが、地震発生時には、火災同時発生が想定されること、及び被災地の広域性の観点から消防職員等を主体とした救助は非常に困難である。従って町民等による自主的な救助活動を行うものとする。

(2) 消防職員及び団員並びに警察官等による救出活動を実施する場合は、震災により緊急に救出、救助を要する町民があることを察知したときは、火災の発生状況を勘案し、土幌消防署を適切に運用し、救出救助を実施する。

8 医療救護対策

(1) 医療救護活動

震災発生により医療救護が必要と認めた場合は、町長は、帯広医師会、十勝医師会に対し出動の要請及び救急病院等の負傷者受け入れ体制の確保を要請する。

(2) 医療薬品等の補給

医療班は、負傷者を収容している病院等に対し医療器具、薬品等を医療品業者から迅速に調達する。

9 給水対策

地震により水道施設が被災し、又は飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となったときは、町民に必要な最小限の飲料水を供給する。

応急給水については、第5章第16節「給水計画」に定めるものの他、次の方法により万全を期するものとする。

(1) 措置

- ア 現況を全体的に把握して、総合的な給水体制を整備する。
- イ 給水車、搬送車、搬送用容器、労務不足等を来した場合には、これらの給水車、容器等の調達をするとともに関係機関の出動を要請する。

(2) 給水方法

- ア 給水車又は非常用飲料袋による搬送給水
取水地点、取水量を定め、給水車又は搬送容器に入れ自動車等により搬送し給水する。

10 二次災害防止対策

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害の防止活動を行う。

(1) 調査活動

調査活動は次の事項を調査するものとし、状況によっては道に対して協力を要請することとする。

- ア 余震及び降雨等による、水害・土砂災害等の危険個所の点検
- イ 被災建築物等の応急危険度の点検
- ウ 火災原因の恐れのある石油等の貯蔵施設又は薬品を管理する施設の点検

(2) 調査の結果、二次災害の危険性の高い箇所が発見された場合は、速やかに関係機関及び周辺町民に周知を図るとともに、避難対策を実施する。

11 自発的支援の受入

大規模な震災発生報道がされ、国内・国外からの支援の申し入れがあった場合、適切な処理を構じる。

その他、ボランティアの受け入れ等については、第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

12 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じる。これら各施設の応急復旧についての計画は次のとおり定める。

(1) 上水道

ア 応急措置

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく他、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場所は速やかに応急復旧し、町民に対する水道水の供給に勤める。その他、飲料水の供給については第5章16節「給水計画」を準用する。

イ 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び見込み等について広報を実施し、町民の不安解消をはかるとともに、応急復旧までの対応についての周知をはかる。

(2) 電気

ア 応急措置

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ

じめ定めておく他、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

イ 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、報道機関や広報車を通じて、町民の不安解消に努める。

(3) 通信（電話）

ア 応急措置

東日本電信電話（株）北海道支店など通信を管理する機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく他、地震発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、または輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

イ 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど町民の不安解消に努める。

13 その他の対策

その他の事項については、第5章「災害応急対策計画」の各節に定めるところによる。

第4節 日本海溝・千島海溝地震対策推進計画

1 総則

(1) 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 推進地域

推進地域としての指定 平成18年4月1日（防災体制の観点からの）指定

本町は地震動による基準（震度6弱以上）で指定を受けている隣接する音更町とともに、各町連携の下に広域体制を確保している観点から上記（防災体制の観点からの）指定を受けている。

(3) 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第6節「防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところによるものとする。

(4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性（道計画より抜粋）

日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生して

いることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震の5つの地震は、いずれもM8クラスの大地震であり、津波被害が著しい。このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性があると考えられている。

なお、平成29年12月に発表された地震調査委員会の報告は、第6章第1節のとおりである。

2 町対策本部等の設置等

(1) 町対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下本節以降において「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに町対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

(2) 町対策本部等の組織及び運営

町対策本部等の組織及び運営は、士幌町災害対策本部条例、第3章第1節2「町対策本部」及び本章第3節1「組織及び活動」の定めによるものとする。

(3) 災害応急対策要員の参集

ア 参集・配備計画

町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については本章第3節1「組織及び活動」の定めによるものとする。

イ 自主参集

職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により参集するよう努めるものとする。

3 地震発生時の応急対策等

(1) 地震発生時の応急対策

ア 地震情報の伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」の定めによるものとする。

イ 災害情報等の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、防災行政無線（移動系）等を全面的に活用し、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集し、又は伝達することとする。特に、避難勧告等の町民等への迅速かつ確実な伝達手段として、町防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努めるものとする。

ウ 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

エ 二次災害の防止

(ア)町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設

の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

(イ) 二次災害の防止に係る活動に当たっては、要員の安全確保に配慮するものとする。

オ 救助・救急・消火・医療活動

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、町をはじめ防災関係機関等が全力を挙げて対応するのはもとより、町民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命救助、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。このほか、救助・救急・消火・医療活動については、第5章第4節「避難対策計画」及び同第10節「医療救護計画」の定めによるものとする。

カ 物資調達

物資の調達については、第5章第15節「食料供給計画」及び同第17節「衣料・生活必需品等物資供給計画」の定めによるものとする。

キ 輸送活動

輸送活動については、第5章第14節「輸送計画」の定めによるものとする。

ク 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第5章第11節「防疫計画」及び同第30節「廃棄物等処理計画」の定めによるものとする。

(2) 資機材、人員等の配備手配

ア 物資等の調達手配

(ア) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

(イ) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

イ 災害応急対策等に必要な物資等及び人員の配置

町は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な物資等の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(3) 他機関に対する応援要請

ア 自衛隊派遣要請依頼

第5章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めによるものとする。

イ 広域応援、緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊の受入れ

第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるものとする。

(4) 避難対策等

ア 避難の確保

(ア) 避難の勧告・指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、適切に避難の勧告及び指示を行うものとする。

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

避難の勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（移動系）など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の町民等に迅速かつ的確に伝達する。

このほか、地震発生時の避難勧告等の伝達方法等については、第6章「地震災害対策計画」及び「本章第3節6「避難対策」の定めによるものとする。

(イ) 避難場所の指定

町は、耐震性に配慮し、原則として高齢者、子ども、病人、障がい者等避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

(ウ) 避難場所の維持・運営

- a 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- b 町は、避難場所への警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。
- c 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。

イ 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- a 収容施設への収容
- b 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- c その他必要な措置

(イ) 町は上記(ア)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- a 流通在庫の引き渡し等の要請
- b 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- c その他必要な措置

ウ 避難行動要支援者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(ア) 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。この際、町社会福祉協議会の見守りネットワーク事業を活用する。

(イ) 地震が発生した場合、町は(ア)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

エ 避難誘導等

(ア) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町対策本部の指示に従い、町民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(イ) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(ウ) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

(エ) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(オ) 町は、救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

オ このほか、避難対策等については、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

(5) 土幌消防署等の活動

消防署及び消防団は円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を

重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 避難誘導
- ウ 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
- エ 救助・救急
- オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保 等

(6) 水道、電気、ガス、通信等

水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第5章第19節から21節の定めによるものとする。

(7) 交通対策

ア 道路

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 交通応急対策等

このほか、地震の発生に伴う交通応急対策等については、第5章第12節「災害警備計画」の定めによるものとする。

(8) 町自らが管理又は運営する施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- b 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- c 出火防止措置
- d 水、食料等の備蓄
- e 消防用設備の点検、整備
- f 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備
- g 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(イ) 個別事項

- a 病院等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- b 学校等にあっては、次の措置

町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難町民等の受入方法等

※ なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

町対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、上記アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 町対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

ア 町は、施設等の整備の推進について、道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画を

基本に、その必要性及び緊急度に従い、実施するものとする。

イ 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

ウ また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。

エ 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(2) 建築物、構造物等の耐震化の推進

ア 建築物の耐震化

(ア) 町は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、耐震改修促進計画を作成するものとする。

(イ) 町は、耐震改修促進計画において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

(ウ) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。

(エ) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努める。

イ 長周期地震動への対応等

町は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

ウ このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、第4章第9節「建築物等災害予防計画」の定めによるものとする。

5 防災訓練の実施

町は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び町民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

このほか、防災訓練の実施については、第4章第3節「防災訓練計画」の定めによるものとする。

6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1) 職員、町民及び児童、生徒等に対する教育

職員等に対する防災教育は、少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

イ その他、地震の一般的な知識については、本章第2節「地震災害予防計画」の定めによるものとする。

(2) 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

(3) 自動車運転者に対する教育・広報

町は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

(4) 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、そ

の旨周知徹底を図るものとする。

7 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、町民自ら可能な防災対策を実践することに加え、町民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

(1) 町民の防災対策

ア 町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

イ 町民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。

ウ 平常時及び地震発生時の町民の心得等については、第1章第7節「町民及び事業所の基本的責務」に定めるところによる。

(2) 自主防災組織の育成等

自主防災組織の育成等については、第4章第2節「自主防災組織の育成等に関する計画」の定めによるものとする。

(3) 事業所等の防災対策

ア 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

イ 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、町民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。

ウ 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

8 その他の対策

その他の事項については、第5章「災害応急対策計画」の各節及び本章第1節～第3節の定めるところによる。

第5節 救急医療対策計画

この計画は、士幌町の地域において、天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死者が発生した場合に、当該傷病者に対して、防災関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施できる体制を確立し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲

(1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、有害物の流出、列車、航空機などの転覆、墜落その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関の総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

なお、集団的多数の傷病者とはおおむね50人以上に及ぶ災害とする。

(2) 範囲

傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。

なお、遺体の検案、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

2 救急医療に関する組織

救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長は必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。

3 関係機関の業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
十勝総合振興局	地域創生部	(1) 救急医療についての総合調整 (2) 救急医療についての現地事故対策本部の設置（ただし、対象地域が1市町村内の場合を除く。） (3) 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 (4) 北海道医師会に対する出動要請 (5) 厚生労働省北海道厚生局に対する出動要請 (6) 医療材料の整備及び調達 (7) 自衛隊の派遣要請
	保健環境部	(1) 医療、救護地区の実態を調査し、状況に応じて救護班を編成し、現地に派遣 (2) 被災者収容施設の設定、指導及び看護、投薬指導 (3) 医薬品、医療器具の確保、補給のあっせん
町長部局		(1) 現地本部の設置 (2) 応急救護所の設置及び管理 (3) 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 (4) 十勝医師会に対する出動要請 (5) 医療材料の整備及び調達
士幌消防署 士幌消防団		(1) 現地本部の運営管理 (2) 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 (3) 傷病者等の身元確認 (4) 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
陸上自衛隊		(1) 要請に基づく傷病者等の救出及び搬送 (2) 救急医療物資の輸送支援
帯広警察署		(1) 傷病者等の救出及び災害現場の警備 (2) 交通路の確保 (3) 傷病者等の身元確認
日赤北海道支部		(1) 救急物資の給与
十勝医師会		(1) 医療班の出動による医療の実施 (2) 医療施設の確保

4 集団救急医療体制

十勝医師会長は、町長の要請に基づき災害救急医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。なお、医療班の構成基準（医師、看護師、事務職員等）は、十勝医師会長の定めるところによる。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

(2) 災害救急医療班の編成機関

士幌国保病院

(3) 出動範囲

十勝医師会は、町長の要請に基づき災害医療班を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて医療班の範囲を決定招集し、出動を命ずるものとする。

(4) 災害情報通報伝達

通信連絡の方法は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」の定めるところによるものとし、各関係機関の持つ専用通信施設、移動無線等を動員して、有効適切な通信体制を確保するものとする。

5 応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（十勝総合振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

- (1) 医療救護班の支援（道立病院、国立病院機構）
- (2) 十勝歯科医師会の支援
- (3) 傷病者の救出、搬送、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）

6 救急医療活動報告書の提出

十勝医師会長は、町長の要請により災害救急医療班を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、金額）
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

7 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれの機関が負担するかについては、次の区分によることを原則とする。

- ア 士幌町
町が対策を実施する責務を有する災害の場合
- イ 北海道
救助法を適用させた災害の場合
- ウ 企業体等
企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当ては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき、知事が定めた額又は基本法の規定に準じた額にし

たがって、また、救急医療活動のために使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ前号の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれ(1)の負担区分により補償するものとする。

第7章 事故災害対策計画

この計画は、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の拡大、社会構造の変化により、道路災害、航空災害、危険物等災害、火事災害、林野火災災害など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策について定めることを目的とする。

第1節 道路災害対策計画

この計画は、道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図ることを目的とする。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 道路管理者

- (ア) 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (イ) 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- (ウ) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (エ) 応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。
- (カ) 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (キ) 道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及、啓発を図るものとする。
- (ク) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常を発見し、災害発生のおそれがある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等

は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

道路災害対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被災者の家族等、道路利用者及び町民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議し、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第5章第4節「避難対策計画」の定めによるものとする。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」及び第6章第5節「救急医療対策計画」の定めによるものとする。

(6) 消防活動

士幌消防署は、道路災害による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

帯広警察署等関係機関は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第12節「災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による2次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(11) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、応援を要請し、また、士幌消防署は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

(12) 災害復旧

ア 道路管理者

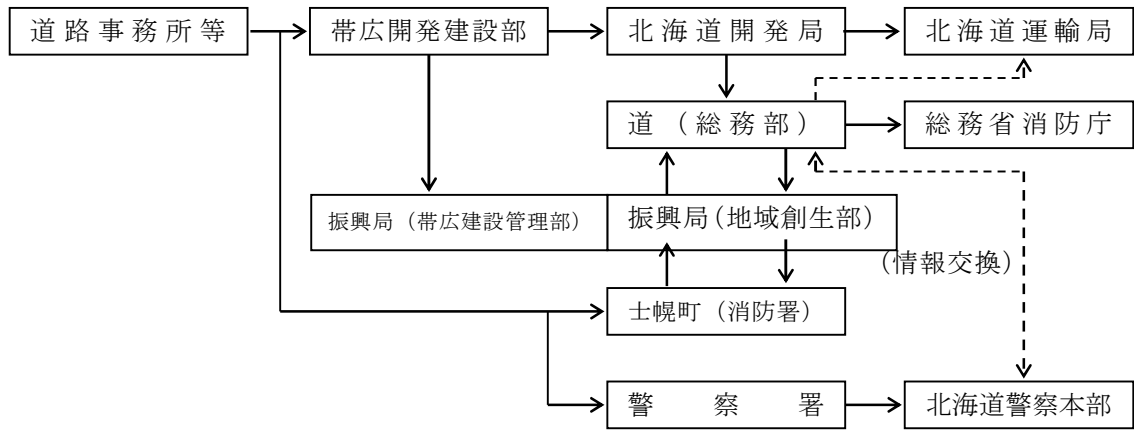
- a 道路管理者は、道路の被害に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早朝の道路交通の確保に努める。
- b 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- c 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

3 道路通行車両等に対する対応

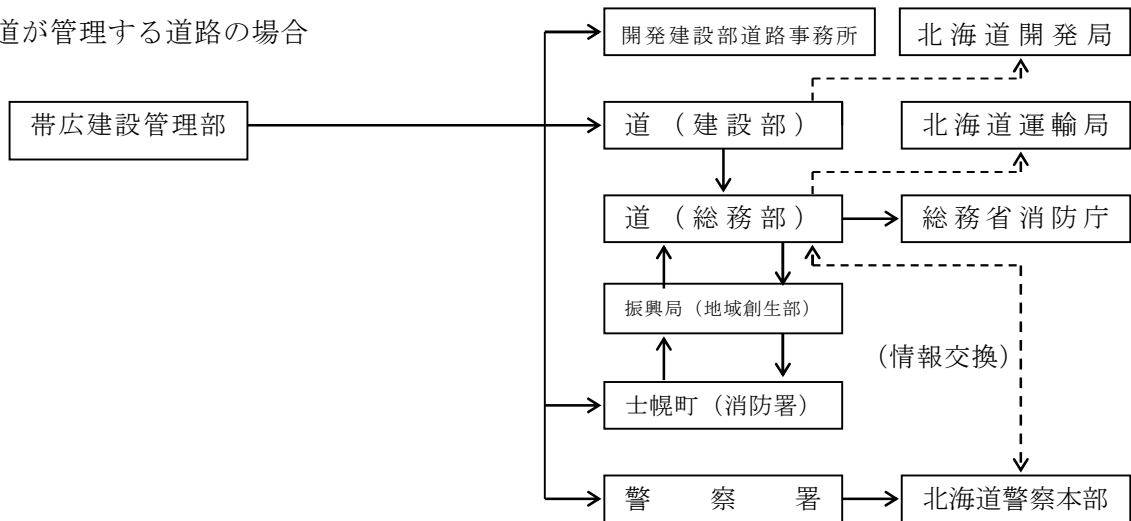
災害等により通行等ができず、車両が孤立又は足止め等された際には、防災拠点である「道の駅ピア21しほろ」等を避難所として開放するものとする。

別記 情報通信連絡系統図

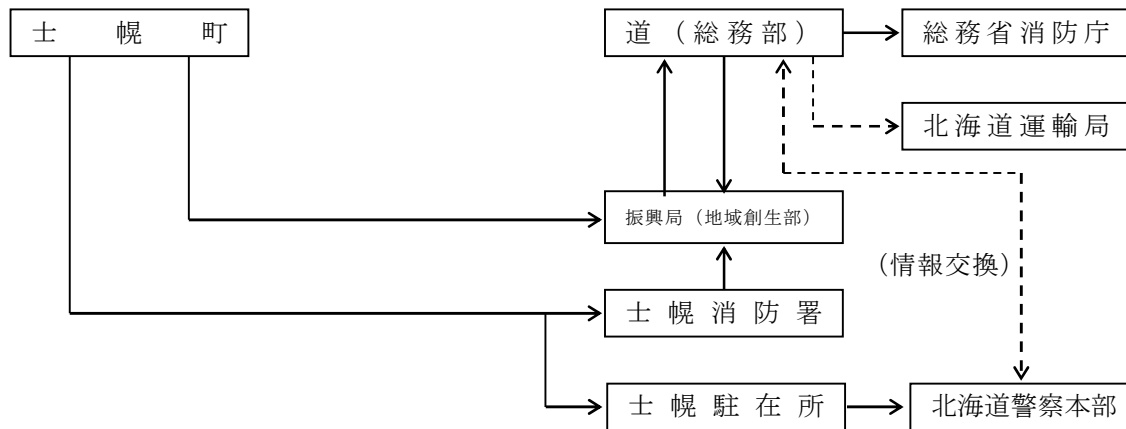
1 国が管理する道路の場合



2 道が管理する道路の場合



3 町が管理する道路の場合



第2節 航空災害対策計画

この計画は、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定めることを目的とする。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- (ア) 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- (イ) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備、充実に努めるものとする。
- (エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (カ) 災害時の救急救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (キ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

- (ア) 航空交通の安全に関する各種情報を事故予防のために活用し、航空災害を未

然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (ウ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

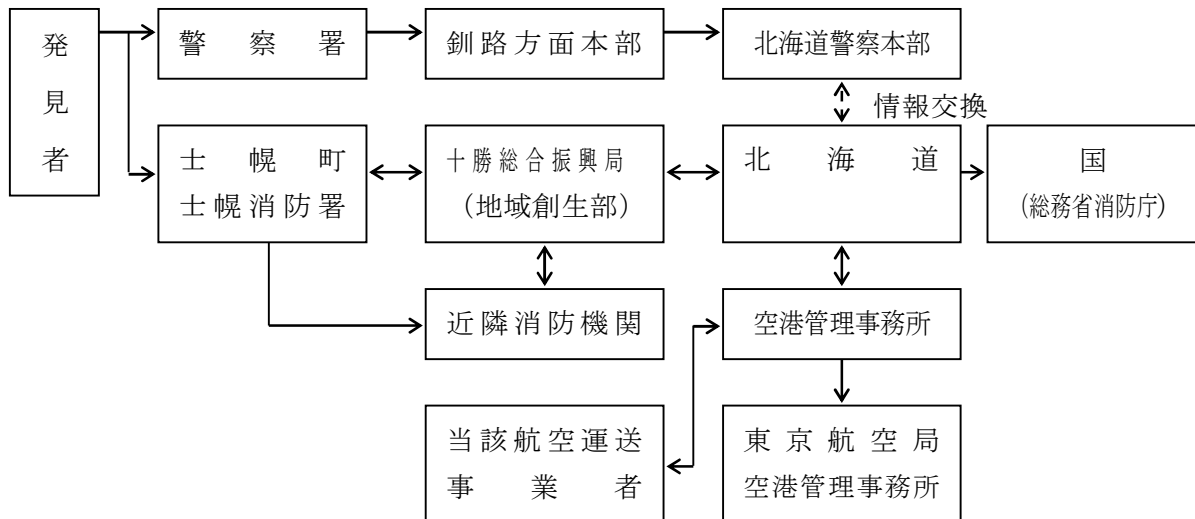
(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

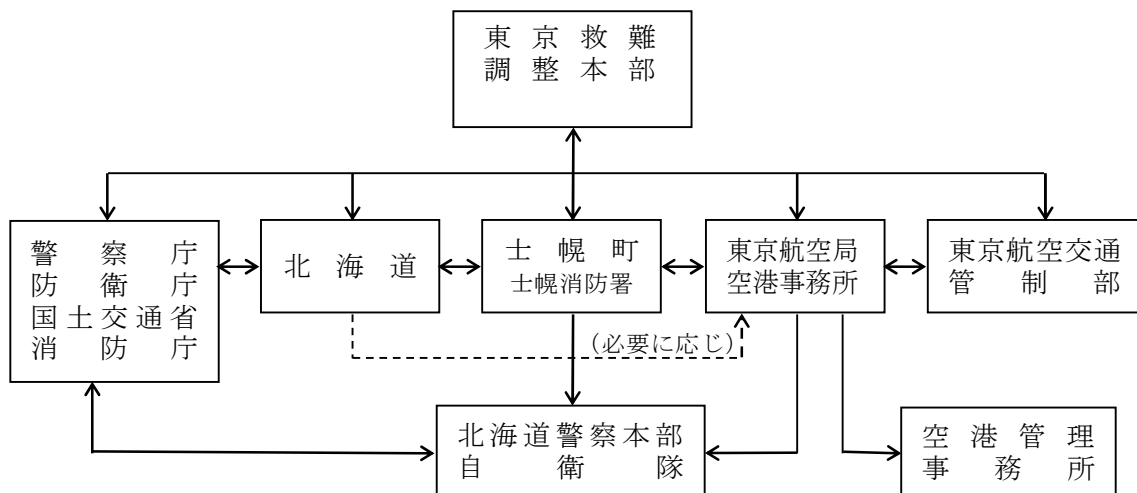
ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

発生地点が明確な場合



発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被災者の家族等、旅客及び町民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議し、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章第4節「避難対策計画」の定めによるものとする。

(5) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」及び第6章第5節「救急医療対策計画」の定めによるものとする。

(6) 消防活動

士幌消防署は、航空災害による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

帯広警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第12節「災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

(9) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第30節「廃棄物等処理計画」及び第5章第11節「防疫計画」の定めにより実施するものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

(ア) 航空事務所長等法令で定める者は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(イ) 航空事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を備えておくものとする。

(11) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、また、士幌消防署は、北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射線物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策等諸活動について定めることを目的とする。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質の総称。放射同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されているもの。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

(ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、土幌消防署、警察へ通報するものとする。

イ 土幌消防署

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 土幌駐在所

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

(ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

イ 土幌駐在所

(ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道経済産業局又は北海道鉱山保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(イ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

ウ 土幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 土幌駐在所

(ア) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、

立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

ウ 士幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

(ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は士幌消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 士幌駐在所

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

ウ 士幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 士幌消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 士幌駐在所

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等の漏洩、流出、火災、爆発、拡散等による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

危険物等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

危険物等災害対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被災者の家族等、町民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めによるものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議し、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流失・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

事業者は、土幌消防署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑えるなどの消防活動に努めるものとする。

イ 土幌消防署

(ア) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス探知機等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(イ) 土幌消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区

域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出活動

危険物等災害における救助救出活動については、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 医療救護活動等

危険物等災害における医療救護活動等については、第5章第10節「医療救護計画」、第6章第5節「救急医療対策計画」及び第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第12節「災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

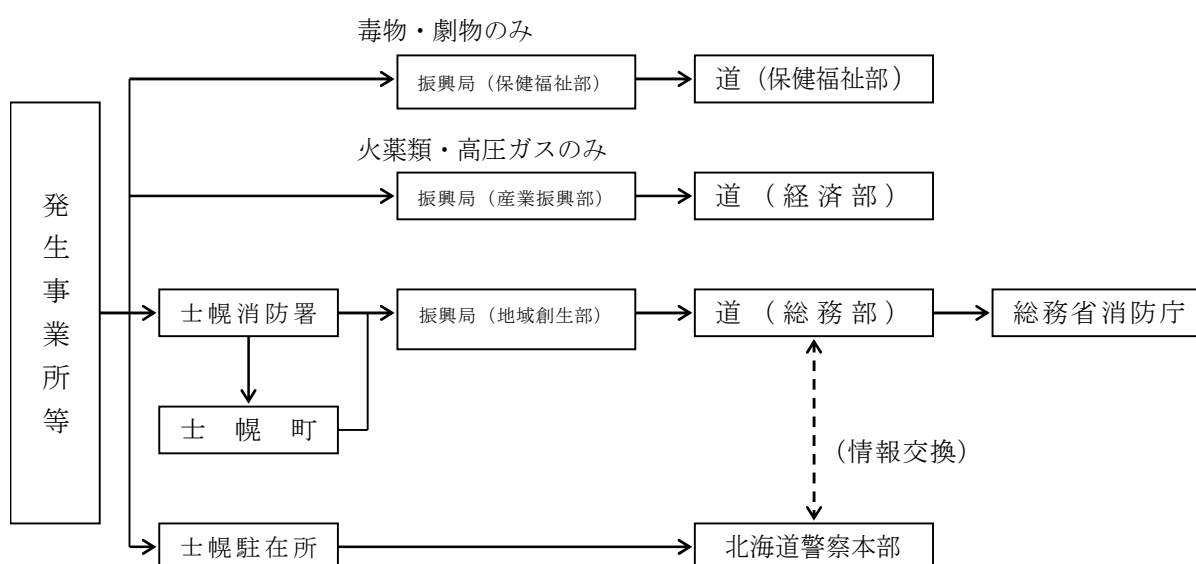
(10) 自衛隊派遣要請

危険物災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(11) 広域応援

町は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、また、士幌消防署は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画を次のとおり定めるものとする。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建造物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、公民館、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理等を指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、町民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、避難行動要支援者対策に十分に配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、町民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、十勝総合振興局長から帯広測候所が発表した火災気象通報を受けたとき、若しくは、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令するとともに、消防署長に通報するものとする。また、火災気象通報に関する規準については、第5章第1節8「予報(注意報を含む。)、警報、情報等の収集伝達計画」を参照

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、被災者の家族等、町民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

② 町民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

① 土幌町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 消防活動

士幌消防署は、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

(5) 避難救出活動

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

(6) 医療救護活動

町等関係機関は、第5章第10節「医療救護計画」の定めによるものとする。

(7) 交通規制

災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第12節「災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害時における自衛隊派遣要請については第5章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼する。

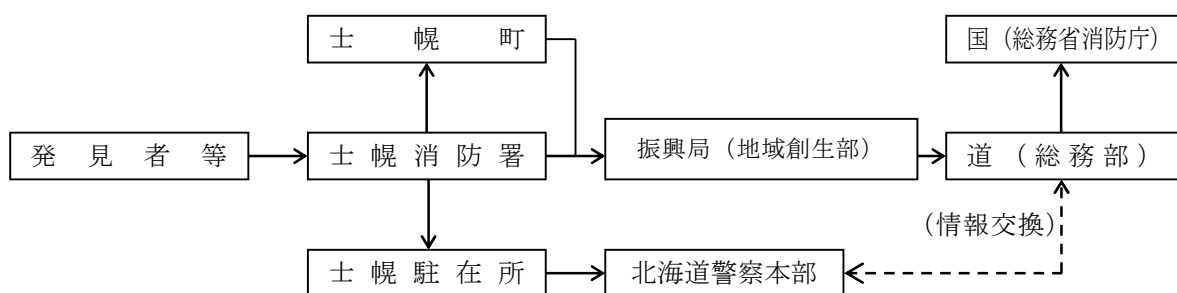
(9) 広域応援

町は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、また、士幌消防署は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

(10) 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第8章「災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

別記 情報通信連絡系統図



第5節 林野火災対策計画

この計画は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減及び森林資源の保全を図るため、防災関係機関が実施する応急対策について定めることを目的とする。

1 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、国、道、町及び関係

機関は連携して次により対策を講ずるものとする。

ア 北海道森林管理局、道、町

(ア) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、懸垂幕、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の許可、届出等について指導する。
- c 火災警報発令又は気象条件等により、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。
- e 児童生徒による協力（標語、ポスターの募集）

(イ) 火入対策

林野火災危険期間（4月1日～6月30日（うち無煙期間4月20日～5月20日）以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年法律第249号）及び士幌町火入れ許可に関する条例（昭和60年条例第9号）に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(ウ) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。
〔第5章第8節「ヘリコプター活用計画」中、ヘリコプター離発着可能地点参照〕

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

(ア) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

- (イ) 巡視員の配置
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙所及びたき火箇所の設置並びに標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火

災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

(ア) 路線の巡視

(イ) ポスター掲示等による広報活動

(ウ) 緊急時における専用電話の利用

(2) 林野火災予防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次により相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

ア 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道経済産業局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、独立行政法人森林総合研究所北海道支所、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、北海道森と緑の会

イ 地区協議会

総合振興局区域ごとの予消防対策については、当該区域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予防対策協議会が推進する。

ウ 町の組織

町の予消防対策については、次の関係機関により構成された士幌町林野火災予消防対策協議会が推進する。

町、十勝西部森林管理署東大雪支署、十勝総合振興局、士幌消防署、帯広警察署（士幌駐在所）、十勝大雪森林組合

(3) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

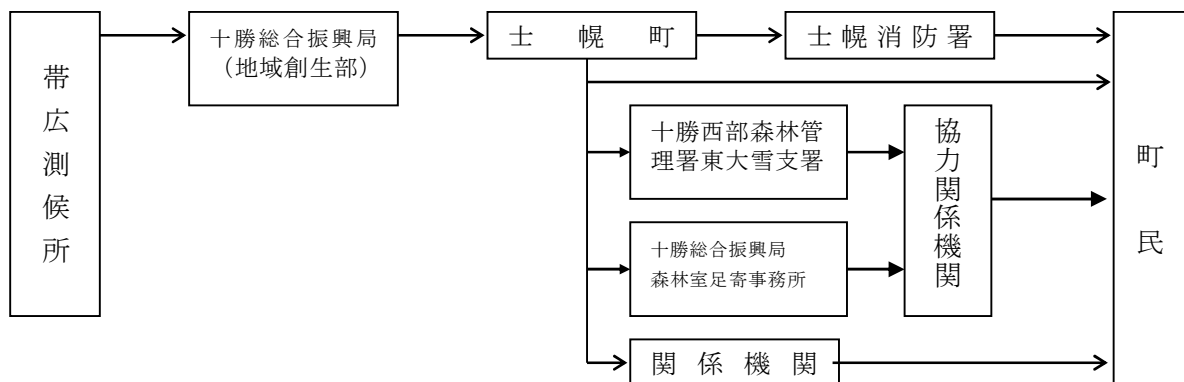
ア 林野火災気象通報

帯広測候所は、気象の状況から危険であると認めるときは、関係機関に通報するものとする。

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行うものとする。

イ 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



(ア) 十勝総合振興局

通報を受けた十勝総合振興局は、通報内容及び取るべき予防対策等を町へ通報するものとする。

(イ) 町

通報を受けた町は、通報内容及び取るべき予防対策等を士幌消防署、森林管理署等関係機関へ通報するとともに、町民に周知徹底を図るものとする。また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令することとする。

(ウ) 協力関係機関

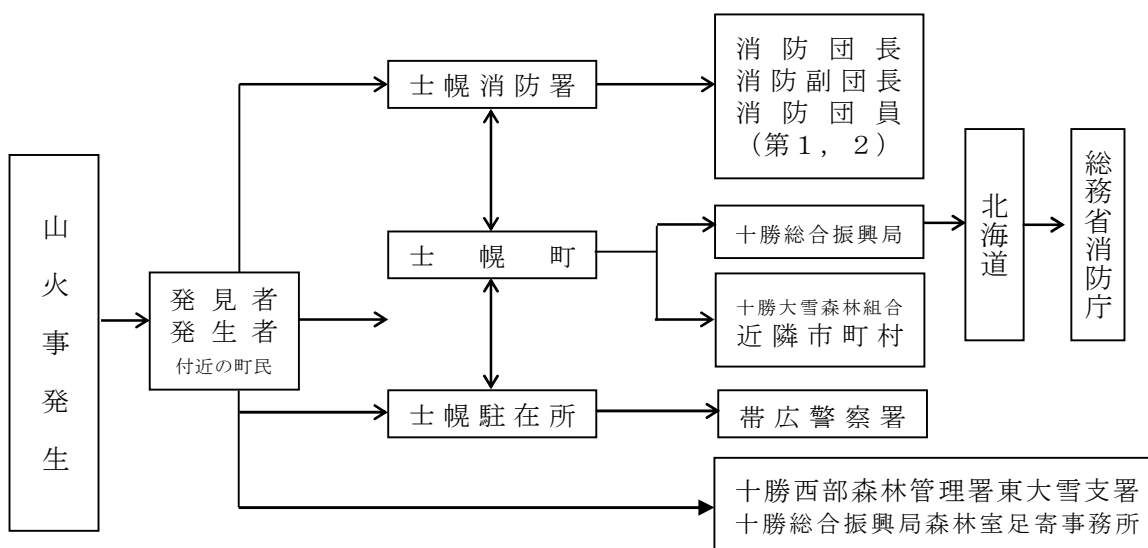
通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、町民に周知徹底を図るものとする。

2 応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(エ) 町は、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書を速やかに提出するものとする。

(2) 災害広報

林野火災対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被災者の家族、町民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるものとする。

ア 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否状況
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e その他必要な事項

(イ) 町民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否状況
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e 避難の必要性等、地域に与える影響
- f その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 道の災害対策組織

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

イ 町の災害対策組織

町は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

士幌消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、町民の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(5) 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を実施するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

林野火災時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(8) 広域応援

町は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、また、士幌消防署は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧計画・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。

このため、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

町長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものである。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に押し進め、全般的な早期復旧を図ることとして状況に応じて次のとおり実施するものである。

- (1) 復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限の復旧を図ったのち、逐次全面的な復旧工事を実施する。
- (2) 補強、回収復旧等
応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。
- (3) 緊急復旧工事
被災後すみやかに復旧を図らなければさらに被害が累加する恐れのある施設、設備については、可及的、速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ウ 道路公共土木施設災害復旧計画
 - エ 下水道災害復旧事業計画
 - オ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道計画に定める基準による。

5 激甚災害

著しい激甚の災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものである。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。また、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等の情報を被害状況調査票（個別票）（様式第6号）をもとに一元的に集約作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、町長は被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとし、さらに必要に応じて、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

3 台帳情報の利用及び提供

町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとする。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。